　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥労基協発第２４号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年　３月　１日

　事　業　者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　鳥取労働局登録教習機関

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）鳥取県労働基準協会

令和３年度「乾燥設備作業主任者技能講習」

（鳥労登教第２０号）の開催案内

　標記技能講習を下記日程により開催することとしましたので、関係者の受講についてご配意くださいますようご案内します。

　なお、この作業主任者を選任しなければならない作業は後記のとおりであります。

記

１．受講定員　５０名（定員になり次第締め切ります。）

２．講習期日、会場

期　日 令和４年　１月１７日（月）・１８日（火）

　　会　場 県立倉吉体育文化会館　中研修室（倉吉市山根５２９－２）

３．講習日程

　第１日　　８：３０～　８：５０ 受付　　８：５０～９：００事務局説明

９：００～１８：２０ 設備の構造及び取扱い(4h)／

　　　　　　　　　 　点検整備及び異常時の措置(4h)

　　第２日　　９：００～１８：２０ 乾燥作業の管理(5h)／

関係法令(2h)／学科修了試験(1h)

４．受講資格

　（１）乾燥設備の取扱い作業に５年以上従事した経験を有する者。

　（２）学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系統の正規の学科を専　　　攻して卒業した者で、その後１年以上乾燥設備の設計・制作・検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者。

　（３）学校教育法による高等学校において、理科系統の正規の学科を専攻して卒業し　　　た者で、その後２年以上乾燥設備の設計・制作・検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者。

５．受講料　　１５，８４０円（消費税、テキスト１，５４０円含む）

６．講習申込み手続き

　（１）別紙「申込書」で申し込んでください。受講料は「銀行振込」か「現金書留」で支払い、当協会に郵送して下さい。なお「銀行振込」の場合は「振込依頼書」等の写しを申込書に添付してください。（ＡＴＭ等でも可）

「現金書留」の場合は申込書と受講料を同封してください。

　「銀行振込」は下記の口座にお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 鳥取銀行鳥取支店 | 普通 | №０２７３２２３ | （一社）鳥取県労働基準協会 |

（２）写真が２枚（縦３．０㎝×横２．４㎝）必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。

（修了証用の写真は、後ではがしますので軽く貼っておいてください。）

（３）受講申込後の受講取消については、講習の１週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料をお返ししませんので、ご注意ください。

（４）受講申込者には、講習日の１週間前に「受講票」を郵送いたしますので、受講当日は必ず「受講票」を持参し、講習１０分前までに受付をすませてください。

学科修了試験を実施しますから、筆記用具を忘れないようにしてください。

７．郵送先は下記のとおり。その他不明な点（締切、学科等）についても、下記へお尋ねください。

〒689-1112 鳥取市若葉台南１－１７　（一社）鳥取県労働基準協会

Tel（０８５７）５２－７３００　　Fax（０８５７）５２－７３１１

［参考］労働安全衛生法施行令第６条８号

　乾燥設備作業主任者を選任しなければならない作業

次の設備により物の加熱乾燥を行うもの

　（１）乾燥設備（熱源を用いて、火薬類取締法第２条第１項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ）のうち、危険物等（労働安全衛生法施行令別表第１の危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。）に係る設備で、内容積が１立方メートル以上のもの

　（２）乾燥設備のうち、上記危険物以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあっては毎時１０キログラム以上、液体燃料にあっては毎時１０リットル以上、気体燃料にあっては毎時１立方メートル以上の物に限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が、１０キロワット以上の物に限る。）